

東京都立産業技術高等専門学校防犯カメラ取扱要綱

21 産技専管品第 1850 号
制定 平成 22 年 3 月 31 日

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 管理組織（第 4 条－第 6 条）
- 第 3 章 防犯カメラの運用等（第 7 条－第 10 条）
- 第 4 章 記録した映像データの保管等（第 11－13 条）
- 第 5 章 雑則（第 14 条－第 15 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、東京都立産業技術高等専門学校（以下「本校」という。）の各キャンパスに本校が設置する防犯カメラについて、その設置及び運用並びに撮影又は記録した映像データの視聴及び保管等に関する基本的事項を定めることにより、その適正な管理を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において「防犯カメラ」とは、犯罪の予防を目的として不特定又は多数の者が出入りする場所を撮影するため、固定して設置する映像撮影装置で、映像表示又は映像記録の機能を有するものをいう。

2 防犯カメラの設置場所は、別表に掲げるとおりとする。

（25 産技専管品第 1158 号・26 産技専管品第 1340 号・別表改正）

（設置基準）

第 3 条 防犯カメラの設置は、防犯上の必要性、プライバシーの保護、教育研究活動の自由、法令の規定等を勘案した上で、合理的な最低限度の場所及び台数にとどめるものとする。

第 2 章 管理組織

（防犯カメラ最高管理責任者）

第 4 条 本校に防犯カメラ最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）を置く。

2 最高管理責任者は、本校における防犯カメラの設置を決定するほか、この要綱の施行に関し総括的な権限及び責任を有する。

3 最高管理責任者は、校長の職にある者をもって充てる。

（防犯カメラ統括管理責任者）

第 5 条 最高管理責任者を補佐するために、本校に防犯カメラ統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。

2 統括管理責任者は、防犯カメラの設置を最高責任者に内申するとともに、その適正な管理を図るため関係者に必要な指示を行うことができる。

3 統括管理責任者は、東京都立産業技術高等専門学校管理部長の職にある者をもって充てる。

（防犯カメラ管理責任者）

第 6 条 統括管理責任者は、防犯カメラの設置が決定されたときは、その都度防犯カメラ

管理責任者（以下「管理責任者」という。）を指定するとともに、その旨を、関係する校内の会議等で報告しなければならない。

2 管理責任者は、別表に掲げるとおりとする。

（25 産技専管品第 1158 号・26 産技専管品第 1340 号・別表改正）

第 3 章 防犯カメラの運用等

（防犯カメラの設置に係る措置）

第 7 条 管理責任者は、防犯カメラを設置するに際し、次に掲げる措置を執らなければならない。

(1) 防犯カメラの撮影対象区域を、設置目的を達成するために必要最小限の範囲とするよう調整すること。

(2) 防犯カメラの設置区域の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨を明確かつ適切な方法で表示すること。

（防犯カメラの操作等）

第 8 条 防犯カメラの操作、映像データを記録した記録媒体の取扱い及び映像データの視聴は、最高管理責任者、統括管理責任者、管理責任者及びそれらの指定した者（以下「操作取扱者」という。）のみが行うことができる。

（関係者の責務）

第 9 条 最高管理責任者、統括管理責任者及び管理責任者は、この要綱に基づき防犯カメラの適正な管理を図らなければならない。

2 操作取扱者は、この要綱の定め及び最高管理責任者、統括管理責任者又は管理責任者の指示を遵守し、防犯カメラの適正な運用に努めなければならない。

3 防犯カメラの運用に関する業務の全部又は一部を委託する場合には、受託者及びその職員は、この要綱の定めを遵守しなければならない。

（教職員の責務）

第 10 条 教職員（公立大学法人首都大学東京東京都立産業技術高等専門学校の職員及び防犯カメラの運用に関する業務の全部又は一部を受託する者の職員を含む。次項において同じ。）は、映像データを損壊し、持ち出し、加工し、漏出させ、又は第三者に提供してはならない。

2 教職員は、職務上知り得た映像データに係る情報（映像データの存在に関する情報を含む。）を第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 4 章 記録した映像データの保管等

（保管方法等）

第 11 条 管理責任者は、記録媒体に記録した映像データを保管する場合、当該記録媒体を施錠できる保管庫等に保管するなど、盗難及び散逸の防止を図らなければならない。

2 管理責任者は、次条に定める記録した映像データの保管期間が経過した後は、速やかに当該データを消去するものとする。

（保管期間）

第 12 条 記録した映像データの保管期間は、4 週間とする。ただし、管理責任者が特に必要と認める場合は、保管期間を延長することができる。

2 前項ただし書の規定により保管期間を延長した場合は、管理責任者は最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。

（映像データ及び情報の提供）

第13条 第10条の規定に関わらず、次に掲げる場合においては、記録した映像データ及び映像データに係る情報を第三者に提供することができる。

- (1) 法令等の規定に基づき提供する義務がある場合
- (2) 法令等の規定に基づき文書による照会を受けた場合

第5章 雑則

(苦情処理)

第14条 管理責任者は、防犯カメラの管理に関する苦情について、迅速かつ適切に対応するものとする。

(条例との関係)

第15条 この要綱に定めのない事項については、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）の定めるところによる。

附 則 （平成22年3月31日21産技専管品第1850号）
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 （平成25年3月31日24産技専管品第1690号）
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 （平成25年12月25日25産技専管品第1158号）
この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 （平成26年12月26日26産技専管品第1340号）
この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則 （平成29年4月1日29産技専管品第2号）
この要綱は、平成29年4月20日から施行する。

附 則 （平成30年12月28日30産技専管品第1263号）
この要綱は、平成30年12月28日から施行する。

別表（第2条、第6条関係）（25産技専管品第1158号・26産技専管品第1340号・一部改正）

キャンパス	建物	管理番号	設置場所	設置位置	管理責任者	
高専品川キャンパス	本校舎	No 1	西側入口	壁面	高専品川キャンパス 管理課長	
		No 2	駐輪場	壁面		
		No 3	北側入口（西）	壁面		
		No 4	北側入口（東）	壁面		
		No 5	中央通路（西）	壁面		
		No 6	玄関ホール（西）	天井		
		No 7	玄関ホール（東）	天井		
		No 8	端末室（南）	天井		
		No 9	端末室（北）	天井		
		No 10	中央通路（東）	壁面		
		No 11	上空通路	壁面		
		No 12	図書館入口	天井		
高専荒川キャンパス	本館	No 13	駐輪場（西）	天井	高専荒川キャンパス 管理課長	
		No 14	駐輪場（中・北）	天井		
		No 15	駐輪場（中・南）	天井		
		No 16	駐輪場（東・北）	天井		
		No 17	駐輪場（東・南）	天井		
		No 18	駐輪場（南・東）	天井		
		No 19	図書館入口	天井		
		No 20	3階エレベーター ホール（南・北）	天井		
		No 21	3階駐輪場屋上（グ ラウンド）	壁面		
		No 22	4階エレベーター ホール（南）	天井		
		No 23	6階エレベーター ホール（南）	天井		
		No 24	7階エレベーター ホール（南）	天井		
		屋外	No 25	正門		壁面
			No 26	南門		壁面
	No 27		東門	支柱		
	No 28		西門	支柱		
	実験・ 実施館	No 29	食堂（入口）	天井		
		No 30	食堂（カウンター）	天井		